

機密保持契約書

甲：

乙：株式会社村田製作所

上記当事者は、互いに相手方に開示する機密情報の保持に関して、次の主要項目及び契約本文の通り合意する。
本契約成立の証として本書2通を作成し、両当事者記名押印の上、各1通を保有する。

(締結日) 2015年 月 日

甲

乙 京都府長岡市東神足1丁目10番1号

株式会社村田製作所

印 執行役員 技術・事業開発本部 印

新規技術センター

センター長 鴻池健弘

主要項目	内容
1. 契約期間	2015年 月 日から 2017年 月 日
2. 機密保持義務の継続期間	契約期間終了日から3年間経過した日まで
3. 使用目的	甲製品に、乙の保有する直流共鳴ワイヤレス電力電送技術を用いた給電システムの組み込みを検討するため。
4. 甲側関係当事者	なし
5. 乙側関係当事者	乙の全ての子会社
6. 特約	甲は給電システム組み込みの検討結果を乙に報告するものとする。

(注1) 主要項目の各用語は、別段の合意がない限り、契約本文において、それぞれの内容の意味で使用する。

(注2) 子会社とは、当該会社が直接又は間接にその総株主の議決権の過半数を所有する会社をいう。親会社とは、当該会社の総株主の議決権の過半数を所有する会社をいう。

(注3) 主要項目の特約に、契約本文と異なる定めがある場合、特約が優先して適用される。

契 約 本 文

第 1 条（定義）

- ① 本契約において機密情報とは、契約期間中に、いずれかの当事者又はその関係当事者（以下、開示者という）が、他の当事者又はその関係当事者（以下、被開示者という）に対して開示する、開示者の技術又は営業上の情報をいう。なお、本契約の存在及び内容は、両当事者の機密情報とみなす。
- ② 前項にかかわらず、次の各号の一に該当することを被開示者が証明できる情報は、機密情報には該当しないものとみなす。
- (1) 開示者から知得する前に、既に公知であったもの。
 - (2) 開示者から知得した後に、被開示者の責によらずして公知となったもの。
 - (3) 開示者から知得する前に、既に被開示者が知得していたもの。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から、被開示者が機密保持の義務を伴わずに知得したもの。
 - (5) 開示者の機密情報によらず、被開示者が独自に開発して知得したもの。

第 2 条（機密情報の取扱い）

- ① 開示者は、機密情報を開示するときは、それを特定し、開示する方法に応じて、次の通り、機密情報であることが被開示者に認識できるような措置を施す。
- (1) 書面、電磁的記録、物品（試料・サンプルを含む）、その他の媒体に記載又は記録した状態、若しくは当該媒体により具体的に認識できる状態で機密情報を開示する場合は、当該媒体又は当該媒体の封入・梱包物に、機密情報である旨の表示を付する。
 - (2) 口頭（電話等による通信を含む）、視覚的手段、その他媒体によらずして機密情報を開示する場合は、開示時に機密情報である旨を告知し、かつかかる開示後 30 日以内に、当該機密情報を記載又は記録した書面若しくは電磁的記録を作成して、被開示者に交付する。
 - (3) 被開示者は、前項に基づき機密情報の開示を受けたときは、開示者の要求があれば、速やかに、開示を受けた旨を証する書面又は電磁的記録を作成して、開示者に交付する。
 - (4) 被開示者は、第 1 項に基づき開示を受けた機密情報について、善良なる管理者の注意をもって機密管理するものとし、次の各号の定めを遵守する。
 - (1) 使用目的以外の目的に使用しない。
 - (2) 開示者の書面による事前承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩しない。
 - (3) 被開示者内においても、使用目的のために必要最小限の者以外には開示しない。
 - (4) 使用目的のために必要な場合を除き、複写又は複製を作成しない。
 - (5) 契約期間が終了したとき又は開示者が要求したときは、第 1 項の媒体又はその複写もしくは複製の全てを、開示者の指示により、返還するか又は機密情報を解読不能の状態にした上で破棄する。

④ 法律又は政府機関もしくは裁判所の命令により特定の機密情報の開示が要求される場合は、被開示者は、前項の定めにかかわらず、当該法律又は命令に従い、

開示者の機密情報を開示することができる。但し、被開示者は、当該法律又は命令により許容される範囲で、事前に開示者と協議し、開示者の意見を可能な限り尊重し、その開示範囲を必要最小限とし、かつ開示先から第三者への更なる開示を防止するための適切な措置を講じるものとする。

第 3 条（関係当事者）

- ① 開示者は、機密情報を自らの関係当事者を通じて開示する場合には、当該関係当事者をして第 2 条第 1 項各号に定める措置を施させる。
- ② 被開示者は、第 2 条第 3 項第 2 号の定めにかかわらず、自らの関係当事者に対しては、開示者の承諾なく、使用目的のために、開示者の機密情報を開示することができるものとする。
- ③ 被開示者は、自らの関係当事者が第 1 条又は前項に基づき開示者の機密情報の開示を受けるにあたり、自己が本契約上で負う義務と同等の義務を当該関係当事者に課し、万一当該関係当事者がこれに違反した場合には、自らが違反した場合と同等の責任を開示者に對して負うものとする。

第 4 条（有効期間）

- ① 本契約は、契約期間中、効力を有する。但し、当該期間満了に際して、両当事者協議の上書面により合意した場合には、これを延長することができる。
- ② 前項の定めにかかわらず、第 2 条第 3 項及び第 3 条の定めは、契約期間終了後も、機密保持義務の継続期間終了日まで有効に存続する。

第 5 条（知的財産権）

- ① 本契約は、開示者から被開示者に対して、機密情報にかかる産業財産権、著作権その他の知的財産権又はそれらを受ける権利の譲渡、許諾その他の権利を付与するものではない。
- ② 被開示者は、機密情報に基づいて発明、考案等産業財産権、著作権その他の知的財産権を受ける権利が生じた場合には、開示者に通知し、帰属及び利用について協議する。

第 6 条（協議解決）

本契約各条項の解釈又は本契約に定めのない事項に關して疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者協議の上、これを解決する。

（以下余白）